

## 水俣っ子クラブ会則

### (目的)

第1条 水俣っ子クラブ（以下「クラブ」という。）は、水俣市小学校運動部活動を社会体育へ移行するための基本方針に基づいた社会体育活動として、心身ともに健康な児童を育成し、生涯スポーツの基礎を培うことを目的とする。

### (事務局)

第2条 クラブの事務局を水俣市産業建設部観光スポーツ戦略課に置く。

### (構成)

第3条 本会則を順守する小学生社会体育活動団体（以下「団体」という。）をもって構成する。

### (登録)

第4条 クラブに登録する団体は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 水俣市内に活動拠点を有する団体であること。
- (2) 原則として4年生以上の児童が、4名以上で団体を構成すること。
- (3) 登録する年の4月1日現在満20歳以上で、かつ、第6条に定める事項を順守する指導者を置くこと。
- (4) 児童及び指導者等は必ず保険に加入すること。
- (5) クラブ運営協議会設置要綱に基づく会議へ出席すること。
- (6) 団体の規約等を定めて活動すること。

2 クラブに登録する団体は、水俣っ子クラブ登録申請書（様式第1号）に団体の規約、加入保険申込書の写しを添えて、市長へ提出しなければならない。

### (活動)

第5条 クラブは、次の事項を順守し活動しなければならない。

- (1) 1週間の活動日は、練習及び試合を含めて4日以内とすること。
- (2) 土曜日及び日曜日、祝日は原則として練習を行わないこと。特に、毎月第1日曜日の「家庭の日」は完全休養日であるため、練習を行わないこと。
- (3) 活動時間帯は、原則として放課後から午後7時30分までとすること。
- (4) 試合等への大会参加は、原則として月2回までとすること。
- (5) 活動の範囲は、県内及び鹿児島県隣接自治体を原則とすること。
- (6) 学校行事等の学校教育活動を優先すること。
- (7) 活動に必要な経費を適切に管理すること

### (指導者)

第6条 クラブの指導者は、次の事項を順守しなければならない。

- (1) 市又はスポーツ協会等が実施する講習会等に参加すること。

- (2) 本会則に沿った指導を行うこと。
- (3) 児童が運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活ができるよう努めること。
- (4) 勝利至上主義に陥ることなく、児童の発達段階や健康状態に応じた無理のない指導を行うこと。
- (5) 児童に運動の機会を平等に与えた指導を行うこと。
- (6) 保護者会及び学校等との連携を図りながら指導を行うこと。
- (7) 自ら人権感覚を高め、体罰及びセクハラ行為の禁止のほか、指導中の言動にも十分留意すること。
- (8) その他指導に関してふさわしい行動を行うこと。

(委任)

第7条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年2月20日から施行する。